



プロスポーツの登録区分と独占禁止法

リーグワン事件とBリーグ制度への示唆

本資料の立場：

特定リーグ・選手側いずれかの主張に与するものではなく、公開資料から法的論点と制度設計上のリスクを整理する。

エグゼクティブ・サマリー



争点は「国籍」だけではなく、競技機会・契約市場・制度変更プロセス

事実関係

リーグワンは2026-27からA-1/A-2を導入。選手側は公取委申告・仮処分を経て、既存選手への特別措置で和解。

法的評価

公取委の勧告・裁判所の違法判断はない。もっとも、スポーツ登録・出場ルールが独禁法上争われ得ることを示した。

Bリーグへの示唆

帰化選手を外国籍アジア枠と同一1枠で排他的に扱う制度は、合理性・必要性の説明が課題となり得る。

分析軸

判断軸は、目的の正当性だけではない。手段の相当性、代替手段、既存選手への経過措置、影響を受ける選手との対話が重要になる。

リーグワン事件の手続経過



行政・司法・私的交渉が並行した事案



正確な位置づけ：公取委による勧告・排除措置命令等は確認されず、裁判所による違法判断も公表されていない。

リーグワンの新登録区分



A-1とA-2の差は、試合登録・同時出場の実効的な差になる

A-1となる主な要件

- ①義務教育9年のうち6年以上を日本で過ごした選手
- ②本人・親・祖父母の日本出生
- ③日本代表30キャップ以上
- ④和解後に追加された既存選手等の特別措置

A-2となる主な要件

上記以外で、他協会の代表歴がなく、日本協会に48か月以上継続登録がある選手等。
従前のA選手でも、当初案ではA-2となる者がいた。

実効的な差：試合エントリーはA-1を14名以上、同時出場はA-1を8名以上。A-2はB・C等と枠を分け合う。



和解内容とその限界

判決ではなく、制度の一部見直し＋申立て等の取下げ

項目	整理
維持された点	A-1/A-2という区分の枠組み、試合エントリー数・同時出場数の定め
追加された点	現行規程上の経過措置対象者、2025年5月31日までに日本国籍取得・申請した既存A選手等をA-1へ
取り下げられた点	東京地裁の仮処分申立て、公取委への申告
限界	将来の帰化選手をすべて国内選手扱いにする原則を示したものではない

評価

和解の本質は「将来の一般原則」より「既存選手の地位・信頼を保護する経過措置」に近い。

出典：リーグワン 2026.08.28公表資料

公取委・裁判所の位置づけ

「勧告が出た事件」でも「判例」でもない



公取委

選手側による申告があったとされるが、公開情報上、勧告・排除措置命令・確約認定等は確認されない。

東京地裁

一部選手が制度施行差止めの仮処分を求めたが、違法判断ではなく和解で終結。

法的射程

違法判断はないため、他競技への直接の拘束力はない。ただし紛争・交渉の前例として重要。

実務上の意味は「公取委申告＋仮処分」というルートが、スポーツ登録ルールの見直し交渉に使われ得ると示した点にある。

独禁法上の枠組み



スポーツ団体のルールは、選手獲得市場・クラブ間競争に影響し得る

3条

チーム間の共同取決めが、選手獲得競争を不当に制限する場合の不当な取引制限。

8条

事業者団体が構成事業者の活動を制限する場合。8条1号・4号が問題となり得る。

19条

不公正な取引方法。優越的地位の濫用、差別的取扱い等の構成が検討される。

実務上の注意

差止めを考える場合、独禁法24条との関係で、19条違反等の構成が実務上重要になる。

公取委2019スポーツ・ガイドライン



移籍制限ルールを広く捉え、合理性・必要性を個別判断する

定義

移籍や転職自体は可能でも、スポーツリーグへの出場を認めないなどにより、実質的に移籍・転職を制限する効果を有するものを含む。

弊害

チーム間の選手獲得競争の停止・抑制、選手を活用した事業活動での競争抑制。

合理的目的

選手育成インセンティブ、チーム間の戦力均衡は合理的目的になり得る。

判断方法

目的の合理性だけでなく、手段としての相当性を総合考慮する。

選手側の法的構成として考えられるもの



リーグワン事件で示された主張の骨格

優越的地位の濫用

リーグ運営主体の強い地位を背景に、従前の出場・登録条件を不利益変更したという構成。

差別的取扱い

同一又は類似の地位にある選手を、義務教育期の居住等の基準で不利に扱うという構成。

差止め・仮処分

新制度施行前に、著しい損害を避けるため緊急の司法的救済を求めるルート。

ただし、申立書・申告書本文は公開されていないため、具体的な請求原因・被保全権利は公開情報から限定的に整理する必要がある。

リーグ側の正当化要素



スポーツルールの合理性は、目的と制度全体の中で検討される

ホームグロウン

国内育成年代がトップリーグを目標にしやすい環境を作る。

代表資格との整合

ラグビーでは国籍ではなく所属協会との関係が重要。World Rugby 規則との整合性を説明。

チーム間公平

対象選手が特定クラブに偏在する場合、経過措置が競争条件を歪める可能性。

分析上の分岐

独禁法上は、これらの目的があること自体では足りず、当該手段の必要性・相当性が問われる。

必要性・相当性を見るチェックポイント



スポーツ団体が説明すべきこと

観点	確認すべき事項
目的の明確性	育成、戦力均衡、国際戦略など、複数目的が混在していないか。
手段との対応	その制限が当該目的に本当に資するか。
制約の強度	登録不可・出場不可・ベンチ入り制限など、選手市場への影響の強さ。
代替手段	サラリーキャップ、ドラフト、ホームグロウン枠、経過措置など、より緩やかな手段。
手続の公正	選手会・選手本人・クラブとの説明・協議・移行期間。

Bリーグの現行規程

第48条と第65条が中心

登録人数

B.PREMIERクラブの選手登録人数は10名から14名。

外国籍・帰化

外国籍選手は3名以内。アジア特別枠選手または帰化選手は別途1名以内。

アジア特別枠

アジアの多様な選手との対戦、強度の高い環境、アジア市場での事業価値向上を目的とする。

帰化選手は「満16歳となった後に国籍法に基づく帰化によって日本国籍を取得した選手」と定義されている

。

Bリーグの制度変遷



帰化選手の扱いは固定的ではなく、制度変更の履歴がある



制度変更の履歴は、将来の見直しの柔軟性を示す一方、過去の説明との整合性も問われる。

Bリーグへの当てはめ：論点マップ



リーグワンとは同じではないが、問題意識は接続する

共通点

出場・登録区分が、選手の契約機会や市場価値に影響し得る。競争法上の検討対象になり得る。

相違点

リーグワンは制度変更による既存地位の剥奪が中心。Bリーグは以前から帰化枠が存在。

独自論点

Bリーグは日本国籍取得者を、外国籍アジア選手と排他的な同一枠で扱う点が特徴。

中核論点

Bリーグの本丸は「帰化選手を1名までにすること」だけでなく、「帰化選手とアジア特別枠をORで束ねること」の必要性である。



他競技との比較

制度設計の違いが法的評価にも影響する

競技	制度の特徴	比較上の示唆
リーグワン	A-1/A-2によるホームグロウン色の強化	既存地位・経過措置が中心争点
Bリーグ	外国籍3＋帰化/アジア1	帰化選手と外国籍アジア枠の排他関係が特徴
Jリーグ	外国籍登録制限なし、提携国枠の活用	アジア戦略と登録制限の関係を別設計
NPB	外国人選手について支配下・出場選手登録ルールを規定	人数制限型。外国人でない者の例外も規定
SVリーグ	2026-27からプロ化・オンザコート改正、外国籍同時出場3へ	アジア枠を伴う競技力・市場戦略型

出典：各リーグ公式資料・規約類

Bリーグ制度の法的リスク評価

断定ではなく、争点化可能性と説明困難性で整理

外国籍3名上限

国際スポーツで一般的に説明可能な余地がある。

帰化選手の別カテゴリー化

日本国籍取得後の区別について説明が必要。

帰化／アジア1枠の排他性

制度目的との関係が最も問われやすい。

シーズン途中帰化の扱い

競争条件維持という説明は可能だが、国籍とのずれが残る。

サラリーキャップ・ドラフト導入後の必要性

代替的な戦力均衡手段がある中で追加制約の必要性が問われる。

総合評価：Bリーグの制度全体が直ちに違法というより、「帰化／アジア1枠」の合理性・必要性が争点化しやすい。

想定される反論と再反論



バランスの取れた検討が必要

Bリーグ側の説明	選手側の再反論	検討ポイント
戦力均衡のため必要	サラリーキャップ・ドラフトで足りるのではないか	重複規制の必要性
国内選手育成のため必要	帰化した日本国籍選手を国内選手から外す理由は何か	国籍取得後の扱い
アジア市場拡大のため必要	市場拡大枠と帰化選手を競合させる理由が弱い	目的と手段の対応
運用の簡明性が必要	簡明さだけで就業機会制約を正当化できるか	比例原則的検討

ガバナンス上の教訓

手続の丁寧さが、法的リスクを下げる

影響評価

どの選手・クラブにどの程度影響するかを事前に定量化する。

事前協議

選手会・該当選手・クラブに対し、早期に説明し代替案を検討する。

経過措置

既存の期待・キャリア設計を踏まえたグランドファザリングを検討する。

プロセスリスク

リーグワン事件で実務上目立ったのは、制度内容だけでなく、影響を受ける選手とのコミュニケーション不足というプロセス面である。



制度設計の選択肢

法的安定性・競技政策・事業戦略をどう組み合わせるか

案	内容	メリット	課題
現状維持	帰化／アジア1枠を維持	制度の連続性・運用容易性	説明責任・紛争リスク
分離案	外国籍3＋アジア1、帰化は別枠	目的と手段を整理しやすい	戦力均衡への影響
帰化日本人扱い	日本国籍取得後は通常日本人扱い	法的安定性が高い	競技力格差への懸念
経過措置案	既存帰化選手・申請中選手を保護	短期紛争予防に有効	将来ルールの曖昧さ

スポーツリーグ向けリーガルチェックリスト



今後のルール改定で確認すべき10項目

- 対象選手の特定と不利益の定量化
- 制度目的の単一化・明確化
- 目的と手段の論理的対応
- 代替手段の検討記録
- 経過措置・移行期間の設計
- 選手会・該当選手との協議
- クラブ間公平性のデータ検証
- 国内外の競技ルールとの整合
- 競争法レビューの文書化
- 改定後の事後検証プロセス

結論



リーグワン事件は「答え」ではなく「問い」を与えた

確実に言えること

公取委・裁判所による違法判断はない。
しかし、スポーツ登録・出場ルールが競争法上争われる現実性は高まった。
制度変更時の経過措置・対話の重要性が明確になった。

Bリーグへの示唆

日本国籍取得者をアジア特別枠と排他的に束ねる設計は、目的・必要性・代替手段の説明が必要。
B.PREMIERの新制度下では、サラリーキャップ等との関係も検討対象になる。

最終結論：単純に違法とも、単純に適法ともいえない。
重要なのは、制限の目的・手段・影響・手続を、競争法の言葉で説明できるかである。

参考資料



主な一次資料・参照資料

- リーグワン 2026.04.30 「登録区分 追加カテゴリ導入に関して」
<https://league-one.jp/news/5804>
- リーグワン 2026.07.30 「登録区分に関する現状について」
<https://league-one.jp/news/6084>
- リーグワン 2026.08.28 「カテゴリ登録区分の一部見直し」
<https://league-one.jp/news/6124>
- 公正取引委員会 2019.06.17 「スポーツ事業分野における移籍制限ルール」
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190617.html>
- 公取委 「不公正な取引方法」 一般指定
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>
- 公取委 「優越的地位の濫用に関する考え方」
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/yuetsutekichii.html>
- B.LEAGUE 「選手契約および登録に関する規程」
<https://www.bleague.jp/files/user/about/pdf/r-25b.pdf>
- B.LEAGUE 「B.革新：選手登録制度／ロスター・オンザコート」
<https://www.bleague.jp/new-bleague/system/player-entry/>
- B.LEAGUE 「2025-26 アジア特別枠対象拡大」
https://www.bleague.jp/news_detail/id=437109
- Jリーグ 「選手、チーム、試合関連情報」
https://aboutj.league.jp/corporate/about_competitions/information/
- 日本プロ野球選手会 「野球協約・統一契約書」
<https://jpbpa.net/contract/>
- SV.LEAGUE 2026-27制度改正リリース
<https://www.svleague.jp/news/detail/23418/>
- World Rugby Regulation 8
<https://www.world.rugby/organisation/governance/regulations/reg-8>